

現代国際法における法源論の動搖

—国際立法論の前提的考察として—

村瀬信也

一 問題の提起

二 国際法における法源の相対化傾向

1 慣習国際法の機能変化

2 慣習法と条約の相対化

三 「ソフト・ロー」概念とその問題点

—「法」と「非法」の相対化—

1 「ソフト・ロー」概念の多義性

2 「ソフト・ロー」概念の積極的側面

3 「ソフト・ロー」概念の問題点

四 結びに代えて——法源論の動態

—国際立法論への展望—

一 問題の提起

過去一〇一一五年における世界の国際法学界の動向をみると、国際法の法源論を再検討すべきだとする気運が極めて大きな高まりを見せてきていることが注目される。⁽¹⁾こうした状況の背景には、少なくとも一つの契機があつた

と思われる。一では、一九六九年の北海大陸棚事件に関する国際司法裁判所（以下「I.C.J.」）判決や同年の条約法ウイーン会議等において、「条約と慣習法の関係」が注目を集めたりと、もう一では、一九七四年の第二十九回国連総会⁽¹⁾八一号決議、いわゆる「国家の経済的権利義務憲章」（以下、経済憲章）の採択や翌七五年に採択された「くるシンキ最終議定書」を契機として、いわゆる「ハーメ・ロー」の概念が提起されるようになってしまったことである。そらした状況を反映して、国際法学会（Institut de droit international）⁽²⁾ や国際法協会（International Law Association）⁽³⁾ でも、法源論に関する問題が様々な角度から研究の対象となつてゐるのである。

他方、I.J.のした動きも並行して、国連総会第六（法律）委員会では一九七七年以降、「多数国間条約形成過程の再検討」（Review of multilateral treaty-making process）に関する審議が重ねられてきたが、一九八四年の第三九回総会⁽⁴⁾、I.J.の問題に関する「最終文書」（Final Document）が採択されて審議を終結した。⁽⁵⁾ I.J.の議題は、そもそも、国連における立法作業の現状が余りに多様・不統一であるため可能な限りこれを体系的に整理し、その合理化をはかるべくするものであった。事務局による多角的な調査・研究を踏まえて第六委員会がまとめた右の「最終文書」では、まず、多数国間条約の形成が何よりも複層的過程（multistage process）であるI.J.を認識し、発議（initiation）、条文草案の定式化（formulation）、採択（adoption）および発効（entry into force）の各段階において、国際立法に従事する人々が留意すべく諸点を明記していく。I.J.の文書は、簡潔ながらいれまでの国際立法における経験の蓄積を文章化したものであり、今後はこれが色々な形で参照されるにとなる。⁽⁶⁾ と同時に、I.J.のI.J.は国際立法という、多少とも組織化された国際法定立の方針について、その基盤が、徐々に整備されており、I.J.これを学問的対象として扱うに足るだけの内容をもつて至つてきている、といふことが示されているといえよう。

I.J.のようだ、一方で国際法の伝統的な法源論が動搖を示し、他方、国際立法という意識的な法の定立が注目をあびるようになつてきた」とには、内面的に深い結びつきがあるのではないだろうか。周知のように一九世紀後半以

降、国際法の法源（法の存在形式）は、条約と慣習法とが車の両輪の如く位置づけられ、概ねそれは静態的な軌道における主権的合意理論の自¹⁰展開として、説明されてきたのであった。そして、それはそれなりに、これまでの国際社会の構造にみあつた法の存在形式だったのであり、今日においても国際社会における合意形成の方式に基本的な変化はない。しかし最近の状況をみると、従来それぞれ独立に完結性を有していた条約と慣習国際法が相互に浸透しあじめており、両者の区別が相対化しておいたことを示してゐるが、われわれはこ¹¹した法源の動搖をどのように理解したらよいであろうか。他方、「法」と「非法」の区別を相対化する形で提起される「ソフト・ロー」は、——その概念の是否は別として——何よりも、既存の法源に間隙ないし真空状態が存在することを示唆してはいないだろうか。そしてもしさうだとするならば、この間隙を埋めるものとして、意識的な国際立法が、実際的にも、理論的にも強く要請されていふとはいえないだろうか。換言すれば、従来の静態的・自己完結的な法源論にかわって、より動態的な国際法形成論が、単に事実的プロセスにおいてのみならず、論理的な展開としても、要請されているのではないだろうか。

本稿では、以上のような問題意識のもとに、現代国際法における法源論の動搖の過程を探り、これを国際立法論考察の準備作業とした¹²と思ふ。むしより、ソフ¹³ト法源論の全面展開を行う余裕はないので、せしかたり、慣習国際法の機能変化の問題、および、台頭しつゝある「ソフト・ロー」概念の問題点を指摘し、それを踏まえて従来の法源論から動態的な国際法形成論への媒介を、論証したいと考える。

* 本稿では次の略記法を用いる。

AJIL : The American Journal of International Law

BYBIL : The British Year Book of International Law

I.C.J. Reports : International Court of Justice, Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders

ILM : International Legal Materials

Recueil des Cours : Recueil des Cours, Academie de Droit International de la Haye

84

- (一) 瀬井「五年程の間、幾々かの法源論に関する論議が出版され、各国の学界における広汎な関心の高まりが示された。」や「G.J.H. van Hoof, *Rethinking the Sources of International Law* (1983), Bibliography 参照。
- (二) 国際法学会は一九七八年以来、「法的性格を有する国際文書と法的性格を有しない国際文書との区別」(La distinction entre textes internationaux de portée juridique et textes qui en sont dépourvus) について検討が行われ、一九八〇年のケント大学大會ではミハリ・ヴィラリ(M. Virally)教授による討論会が開催された(Annuaire de l'Institut de droit international, tom. 60-I, II, 1983, 84)。
- (三) 国際法連合(International Law Association)では一九八四年のパリ大會で「国際法規則の形成(Formation of the Rules of International Law)」に関する非公式部会が持たれたが、やはり、法源、法と非法、強行規範、条約と慣習法の関係、ハーバード法源論研究の方法論上の問題について極めて有益な討議が行われた。ILAでは今後、このテーマに関する委員会を設置して研究を継続する意図が示された。この部会での発言や提出されたのは、法源論を論じる際の方法なし視点の確定が何よりも重要であるとする指摘であった。また、モーリス・メンデルソン(Morris Mendelson)博士は、川の視点が区別されなければならぬとした。すなわち、(1)法過程に関連する諸要素を「客観的な観察者」(detached observer)の立場からの見方、(2)法の存在を同法過程における公平な「第三者たる判定者」(third party decision-maker)として扱われる場合、(3)「規範の名宛人」(addressees of the norm)、具体的には各国政府の政策担当者などの視点における法源の問題である。またボスのボス(M. Bos)教授も、方法論的立場の明確化、法源論を論ずる場合の前提条件であつて、法の消費者(consumer)、すなわち法の適用を受け立場からの法源を論じてゐる瀬信也「国際法協会第五回ペリ大会報告・国際法規則の形成」『国際法外交雑誌』第八三巻六号(一九八四)――参考。
- (4) GA res. 39/90 (Dec. 13, 1984) の決議および「最終文書」(A/C. 6/39/8)の内容は、概して技術的な性格のものであるのだが、当初はハセハナスの採択が期待されたが、ソ連は最終文書の「発議」に関する付された条件(注(一)参照)が「国際法の漸進的発達のイニシアチブを阻害するおそれがある」と強調を表明し、投票を要求したため、本決議は賛成一一五、反対なし、棄権一二〇で採択された(See A/C. 6/39 SR. 59, 60, 64)。
- (5) その議題は一九七七年、当時オーストラリア政府の法律顧問であったE・ラウター・ペクム(Elihu Lauterpacht)教授のイリハ・アトリヤド博士題で、第六委員会の審議、各國政府・国際機関等からのコメントを受けたのが、第六委員会に伴業部が設置された(議長、ハサウエイ・スチャリックル Songpong Sucharitkul大使、タイ代表・国際法委員会委員長)、「最終文書」が採択された。
- (6) A/39/312 など。この議題の下に収集された各種文書は、近い将来、"Review of multilateral treaty-making process" United

Nations Legislative Series (ST/LEG/SER. B/21) としてまとめられて、公刊される」とになっている。

(7) 「最終文書」では、概要、次のような諸点が記述されている（直訳ではない）。

I 発議

1 国連の枠内で多数国間条約形成手続を発議する国家は、とりわけ、以下の考慮を払うものとする。

- (a) 提案される条約の主題が、既存条約と国家実行に照らし、すでにどの程度国際法によって規律されているか、
 - (b) その主題が、国際社会全体にとって、とくに国際的規律の必要性 (need) とこゝ点からみて、どの程度の利益があるか、
 - (c) 意図された目標を達成する最善の手段として、多数国間条約という形をとるかが実際的に有用か、
 - (d) 他の機関ないしフォーラムで、関連する条約形成活動が進行ないし提案されていないか。
- 2 発議に際しては、その主題について多数国間条約を締結することの提案理由の説明文書 (explanatory note) を付すことが望ましい。
- 3 提案がなされたとき、総会または他の権限ある機関において、質問表の発送や関連する法的・技術的資料の集収、国家実行に基く研究等によって、その提案の評価に資するための準備を行うことが考慮される。フォーラムの選択については、財政的問題も含めて、慎重に検討されることが望まれる。

II 条約草案の準備と定式化

4 多数国間条約形成の提案国または他の国家は、交渉の基礎となる条約草案を提出することを考慮する。そのような条約草案がない場合には、国際法委員会のような専門家グループにこれを委託することが考慮される。

5 国家および必要に応じ国際機構に対し、提案された条約についての見解やコメントを提出するよう求めることが考慮される。

6 多数国間条約の定式化は、権限ある国連の機関によって、または、スポンサー国間の合意によって設置された交渉機関・フォーラムで行われ、そこには全ての関係国、国際機構その他の招請された参加者が参加するものとする。

7 定式化にあたっては、条文の正確さと統一性および公用語間の一致を確保するよう配慮されなければならない。

8 右の目的を達するため、交渉機関において起草委員会を設置する慣行が重視されなければならない。

III 定式化手続の終結と多数国間条約の採択

9 交渉機関は条文草案について実質的合意が達成されるようあらゆる努力を払い、その条約の採択過程に可能なかぎり広汎な参加が獲得できるよう努めなければならない。

10 国連総会または他の権限ある機関は、その多数国間条約草案が採択に必要な成熟性を確保していると認めたときは、これを条約として採択するか、採択のための外交会議を開催する。

11 その場合、その条約への予想される参加者、特定分野における専門的知識の実際的必要性、さらに採択手続に必要とされる作業の性質

と分量、タイミングおよび予想される経費等の要素を考慮する。

- 12 多数国間条約採択のための会議は、それ自身の手続規則を適用する（）の関連で、現在第六委員会や審議中の国連会議のための標準手続規則案 Standard Rules of Procedure for United Nations Conferences, A/38/298 参照）。

IV 国家内における多数国間条約形成過程の促進

13 國家は、それぞれの憲法手続に従って、株式会員多数国間条約形成過程促進のための方法を考察する（）が望ましい。

以上が、「最終文書」の主要な内容である。その他に、**V**条約起草の訓練と技術的協力、**VI**条約起草会議の議事録の作成・公刊、**VII**登録と寄託、**VIII**条約作成活動の調整、**IX**多数国間条約形成過程に関するハンドブックの作成、等が述べられて（A/C. 6/39/8）。**X**の「最終文書」において最も重要なポイントは、発議 initiation および定式化 formulation に関する部分であろう。国際法委員会の最近の活動をみて、多数国間条約の形や法典化を行うだけの実際的必要性なしに有用性によると思われるようなテーマ（例えば「外交伝書使・封印袋の地位」）や、現時点での法典化が必ずしも適切と思われないものなど（例えば「平和および人道に対する犯罪に関する法典」）がみられるが、第六委員会においても、政治宣伝のために上程されたよくな議案（例えば「武力行使禁止のための条約作成」）等、発議の段階で慎重に検討すべきだと思われるような例が少なくない。（Cf.R.R. Baxter, "The Effects of Ill-conceived Codification and Development of International Law," *Mélanges Guggenheim*, 1968, pp. 146 f.) また、交渉の基礎となるべき第一次草案の必要性や、フォーラムの選択の問題等、第三次海洋法会議の反省に期するの少なくなる。**X**の「最終文書」には含まれて（）。

(∞) Edward McWhinney, *United Nations Law Making: Cultural and Ideological Relativism and International Law-Making for an Era of Transition*. 1984. 小糸田恒「国連における国際立法の動向——その機能と限界」『国際問題』1971年(1971年)1—115頁。本稿は「国際立法学の存在証明」『現代国際社会の法と政治』(深津栄一先生還暦記念、1985年) 11—12頁。

(∞) 「法源」(fontes juris, sources of law) という語は極めて多義的である。周知のように、「法源」の語は〔〕の系譜がある、——、おもに実体的意味の法源と形式的意味の法源である。前者は主として、法を発生させる行為(法定立行為、立法者)に着目した能動的な観念である。これに対して後者は、この結果として存在する法の態様、すなわち静態的な観点における法の存在形式をいう。現在では、「法源」の語は、後の意味で用いられることが多い。本稿でも原則として「法源」、形式的な意味でこれを用いている。しかし、ハーリド・注田すぐりは、「法源」概念の歴史的規定性である。すなわち、「法源」の語は法を発生させる(人間の)行為、端的に言えば立法行為を指すものとして用いられ(たるべきは John Austin, *Jurisprudence*, § 28)、かくして能動的な概念であった。これが静態的な「法の存在形式」を意味するものとして使用されるようになるのは、実証主義が、対象としての「実定法主義」に転化する時期に対応しているものと思われる。一九世紀末から二〇世紀にかけて、実定法現象の飛躍的な増大に伴い、国際法規範がいかに形成されるかという能動的側面は法源論から次第に捨象され、国際法規範がいかなる形で存在するかという分類学的側面に主たる関心が移行する

のやある。条約形成の要式行為が統一され、慣習法の成立要件についても「一応の基準が確立したい」の時期において、形式的法源論にはそれなりの存在理由があつたといえよう。しかし今日、国際関係における「法」と「非法」の関係が相対化し、「法」の枠内においても条約法と慣習法との関係が相対化して、国際法総体としての存在態様が激しく動搖してこられるの時期においては、静態的・形式的法源論は「桎梏」になりあたつてゐると言えるに至らぬであつ、やのりむづゝ、法源論に内在してこられる能動的契機（立法的側面）の顕在化を不可避なものとして、なんど思ふべくのであら。Gerald Fitzmaurice, "Some Problems Regarding the Formal Sources of International Law", *Symbolae Verzijl* (1958), pp. 153 f.; Clive Parry, *The Sources and Evidences of International Law* (1965); Maarten Bos, "The Recognized Manifestations of International Law: A New Theory of 'Sources'", *The German Yearbook of International Law*, vol. 20 (1977), pp. 9-76)。

(12) たゞ本稿では、法の一般原則や強行規範の問題についても、いかにも重要なテーマはあるが、扱う余裕が無かつた。それゆえこゝでは、別途機会に譲ることとする。

II 国際法における法源の相対化傾向

伝統的国際法の下では、慣習法と条約はそれぞれ相互に独立した法源として存在し、かりに両者の抵触によつて相互の効力関係が問題となる場合にも、概ねそれは一般法（慣習法）と特別法（条約）の関係における特別法優位の原則によつて解決さるべからんと考えられたのである。しかるに現代の国際社会においては、慣習法の機能が從来とはかなり顕著な変化を示していいる。またそれに伴つて、慣習法と条約法との関係も次第に変容してきてこられるに思われる所以である。こうした変化が、国際法総体に対してどのようなイムペクトを与えていくかを明らかにするのが、本稿の目的である。

1 慣習国際法の機能変化

慣習国際法が国際法の自立的な法源としてクリエイティブな意味を持つようになり、国際社会における「一般法」への機能を担うようになるのは、一八世紀後半における、あの実証主義の黎明期以降のことである。たしか

に、グローチュースにおいても、「正しき理性の命令」としての自然法とともに、「すぐでの、または多数の国民の意思にもとづいて拘束力を有する」意思法としての国際法（万民法）の妥当性を認めており、それは「時と慣行との所産」であるとともに、諸民族間の、「不斷の慣行」(usus continuus, unbroken custom)によって、その存在が証明されるものとしていた。⁽¹¹⁾しかし、この時代にあってはあくまでも自然法が普遍人類社会を規律すべき上位法として、この国際法に妥当根拠を与えるものと觀念されていたのであり、慣習法が自立的法源として独立の地位を得ていたわけではもとよりなかつた。慣習法のこののような従属的地位は、これをかなり積極的に位置づけていたヴォルフと、彼の理論を引き継いだヴァッテルにおいても、基本的には変りない。すなわちヴァッテルは国際法を自然法（必要的国際法 droit des gens nécessaires）と国家間の合意に基く法に区分し、これを意味する国際法 (droit des gens volontaire) 協定国際法 (droit des gens conventionnel) やよろ慣習国際法 (droit des gens coutumier) の形態に分類したのであるが、慣習法の妥当性が自然法に依拠するものであることにには変りなく、また慣習法概念の内容についても、彼は「相互間でそれを遵守する諸国民の默示の同意、またはいわば默示の協定に基づいている。したがつて、明らかにこの法はこれを受けを受諾した国家のみを義務づけ、協定法と同様に普遍的ではない」と述べているように、国際法の単なる一部門にすぎず、一般法としての性格をもつその後の時代の慣習国際法とは明らかに異質なものであった。

慣習国際法が自立的法源として、一躍重要性をもつに至るのは、自然法思想が衰退し、代わって実証主義が隆盛を迎える一八世紀末から一九世紀においてである。⁽¹²⁾異質な体制をとる諸国家の並存関係として成り立っている国際社会においては、何よりもその多元的な構造ゆえに、この社会をグローバルに規律する一般法の存在と機能が強く要請されるのである。そのため、それまで自然法が担ってきた一般法としての機能を、実証主義の下では、慣習法が代替することになったのである。慣習国際法が一般国際法の概念と重ね合わされて捉えられることになったの

は、そうした事情に基くものといえよう。慣習国際法におけるこうした一般性の観念には、規範内容の普遍性とその効力・適用範囲の一般性（全國家を拘束する *erga omnes* な効力）という二つの側面があるが、いずれにせよこのような形で慣習国際法が国際法の最も重要な法源として確固たる地位を確立し、それに伴って、その成立要件等についても詳細な検討が行われるようになってきたのである。

そうした背景の下で展開された慣習法理論の焦点は、何よりもその構成要素の確立にあった。すなわち、伝統的な立場においては、慣習法規則は、客観的・事実的要素 (*consuetudo* 「継続的・統一的慣行」) と主観的・心理的因素 (*opinio juris* 「法的確信」ないし法意識) との複合として捉えられてきたのである。ICJは「庇護事件」において次のように判示したが、これは右の二要素を端的に表現した判決として余りにも有名である。

「⁽¹⁴⁾」の種の慣習を援用する当事者は、この慣習が他の当事者を拘束するよう確立されていることを立証しなければならない。コロハビア政府は、その援用する規則が、当該諸国により実行されてきた継続的かつ統一的慣行 (*usage constant et uniforme*) に合致しており、しかも、この慣習が庇護国に属する権利および領域国に関する義務を表現していぬといふを立証しなければならない。このことは『法として認められた一般慣行の証拠としての』国際慣習に言及する、裁判所規程第三八条から出でくるところである。

右の、伝統的理論における慣行および法的確信の要件を、もう少し詳しくみておこう。先ず第一に、慣行については、時間的因素（永続的反復）と空間的因素（慣行の一般性・統一性）が指摘される。前者の時間的因素については、常設国際司法裁判所（以下PCIJ）における「ダニヨーヴ河ヨーロッパ委員会」事件でネグレスコ判事（Judge Negulesco）が述べた「記憶を超えた昔からの慣行」(⁽¹⁵⁾ *immemorial usage*) の要件が支配的な考え方であった。「インド通行権」事件でも、ICJは、一一五年という期間の経過をもって慣習法上の権利の確立を認定したのである。⁽¹⁶⁾ いのように、少なくとも古典的には、慣習法の形成においては、非常に長い期間にわたって同一事実が反復

われでいるところが慣習法形成にとって必要だと考えられていたのである。⁽¹⁷⁾ また後者の、慣行がどの程度広汎に行われているかが必要かという点についても、伝統的には、全ての国家による当該慣行への参加は要求しないまでも、大多数の国の参加が必要であると捉えられていたことは疑いない。⁽¹⁸⁾ また第二に、法的確信の必要についてとは想つまでもない。たとえば「ローチュス号」事件において、PCIJは「国際慣習について語ることができるのは、」⁽¹⁹⁾ のように「刑事管轄権の行使を」差し控えてきたことが、差し控えるべきだという義務意識 (le *science d'un devoir*) によって動機づけられていた場合だけである」と述べている。

以上みてきたように、伝統的な慣習法の機能は、一面、すぐれて「一般法」としての位置において捉えられたのであり、その構成要素についても、主觀・客觀の両側面から、かなり厳格な基準において、定式化されていたのである。しかし、⁽²⁰⁾ このような慣習法理論には極めて周到なバランス感覚が働いていたことの事実である。それは、一方で、国際社会全体の利益の実現をはかるという観点から、慣習法規則が全ての国家の合意を得なくとも（まさに「默示の合意」として）生起しつる」とを容認して、他方で、個別国家の主権的利益の観点から、慣習法規則をそのよろざるものとして認めない国家にはその拘束から免れうる可能性を實際上容認するという、極めてデリケートなバランスの上に (on a delicate, indeed precarious, equilibrium) 定式化されていたのである。そしてこの均衡こそ、慣習法規則の「一般性」と「規範性」を保障していたものと考えることができる。しかるに、このようく定式化されてきていた伝統的な慣習法が、今世紀後半以降徐々に変容してきていることを、われわれは注目しなければならない。これこそまさに、慣習国際法の機能変化として、⁽²¹⁾ ここで提示する諸侧面なのである。

まず第一に、右の時間的要素における変化である。国際関係の緊密化と迅速化は、慣習法形成の時間的要素を大幅に短縮したのである。「北海大陸棚事件」において、この紛争の発生が大陸棚条約発効後わずか一年足らずであ

つたにもかかわらず、ICJは「ほんのわずかな時間の経過も、……新しい慣習法の規則が形成されることを妨げるものではない」⁽²¹⁾と述べている。こうした考え方は、すでにビン・チョン（Bin Cheng）教授等による、即時的慣習法（instant customary law）理論の主張するところであつたことは周知の通りである。⁽²²⁾この見解は实际上、国連総会決議をもつて新たな法的確信を識別する手段として使うことを目ざしたもので、時間的因素、さらには慣行そのものを慣習法の構成要素から取り除くことによって「慣習法」の新たな生成やその変更を容易にしようとする意図があるといえるが、これは後述するように規範性の稀薄な「ソフト・ロー」に連なる考え方である。⁽²³⁾

他方、第一に、右の即時慣習法理論が「慣行」の排除であるとすれば、これとは逆に、今日では、慣習法の構成要素から「法的確信」を揚棄しようとする立場がみられるのである。「ノルウェー漁業事件」においてリード判事（Judge Read）は、「慣習国際法は、沿岸国が領海拡大の主張を行つたり、外国船に対する主権を行つたり、といった例をいくら援用しても確立されない。……唯一説得力のある国家実行の証拠は、侵入外国船に対して沿岸国が主権を主張する形で行つた捕獲だけである」⁽²⁴⁾と述べて、物理的な行為（physical acts）のみが慣習法確立の必要条件であるとした。こうした見解は、たとえば、ダマト（D'Amato）教授の強調するところである。「法的確信」という心理的要素を排除する右の立場は、慣習法を事実たる慣習に同化するものであり、慣習法の規範性を著るしく稀薄なものにすると言わなければならない。

以上述べてきたように、伝統的に定式化されていった慣習法の構成要素は、慣行と法的確信のいずれかを捨象していこうとする現代の相反する二つの方向の中で、両極分解的な徵候を呈しているのである。こうした傾向の中で、伝統的慣習法理論において暗黙のうちに確保されていた主觀と客觀の、或いは全体と個別の微妙な均衡が喪失され、それによる規範性の相対化・稀薄化が進行した結果、現実の慣習国際法の機能にも大きな変容がもたらされてしまっているものと考えられる。それが次に指摘されるような、慣習法の「個別化」（individualization）とも称すべき

現象である。

慣習国際法が伝統的にその規範内容の普遍性と対世的効力をもつ「一般法」の機能を担うものとして確立されたことは前に述べた通りである。しかし今日、慣習法のこうした一般法的性格は大幅に後退しつつある。すなわち、従来、未分化のまま觀念されていた規範内容の一般性（いわゆる普遍妥当性）と、その効力の一般性（全國家に対する拘束力）とが、徐々に乖離してきており、それが慣習法規則の具体的適用という平面において「個別化」の傾向を促す背景となつていて⁽²⁷⁾いる。従来も、慣習法の成立において、必ずしも全ての国家に受け容れられる必要はない」とされてきたが、このことは、その規範が一般的に妥当すべき内容をもつていているということと、そのルールが現実的に適用可能か否かという問題とを、切り離して考える発想がすでに内在していたことを示していよう。そうした慣習国際法の在り方が、今日、「個別化」という形で顕在化してきたのは、やはり国際司法過程が整序されてきたことと無関係ではない。国際裁判という権利＝合法性主張の過程（claiming process）においては、慣習法規則の適用問題も、それが一方の当事者に対しても拘束的であるか否かという形で争われるから、問題はそのかぎりで不可避的に「個別化」することになるのである。それはたとえば、「ノルウェー漁業事件」において、ICJが「いずれにせよ、一〇マイル規則は、ノルウェーがその規則を自国の沿岸に適用せんとするいかなる企てにも反対してきた」とあるかぎり、ノルウェーには対抗しえない」と述べたことにもすでにあらわれていた。

慣習法の個別化への方向を一層顯著にしたのは、条約の慣習法的効力について規定した条約法条約第三八条をめぐるウイーン会議（一九六九年）の審議過程においてであった。この問題については既に別稿で論じたので、ここでは詳しく繰り返さないが、これは、「条約の定める規則が慣習的規則として第三国に対して拘束的となる」とを妨げるものではない」という国際法委員会草案に対して、「慣習的規則として認められることにより、」（as customary rule of international law, recognized as such）という強調部分が付加修正されたことに端を発している。この修正

の目的は、「ある規則が第三国に対し拘束的となるためには、当該国家がそれを国際法の慣習規則として承認しなければならない、ということを明確にする」とある⁽³⁰⁾と説明されたが、伝統的な「一般的承認説」に対し、右のようないわゆる「個別的承認説」の立場（しかもこれは概ね明示的承認を要求する）が第三世界の国々を中心⁽³¹⁾に広汎な支持を得たことは、注目すべき事実といわなければならない。

もとよりこうした個別的承認説が条約法条約第三八条の解釈基準として直ちに受け容れられるわけではなく、ましてその解釈論的立場を慣習国際法の性質一般にそのまま敷衍しうるものでもない。しかしそれにもかかわらず、こうした個別化は慣習法の機能面における一つの強い傾向として認識しておかなければならないようと思われるのである。そしてこの個別化の進行が結局のこと、慣習法を条約に近似させる形で法源間の相対化を促進させていくことこそ、最も重要な問題なのである。

2 慣習法と条約の相対化

右にみた「慣習法の条約化」とも言うべき現象が確認される一方で、実は逆に「条約の慣習法化」とも称すべき、もう一つの傾向が指摘されるのである。言うまでもなく、条約は厳格な合意拘束命題の下に締約当事国のみを拘束し、当事国以外の第三国については、原則として、これを益しも害しもしない、という前提で結ばれてきた。

条約には慣習法のような対世的効力はないが、明示の合意として、規定内容の明晰性と当事者間の効力の確実性において、慣習法に対し法としてはるかに優位を誇っていたのである。こうした条約の性質は今日においても基本的には変化はない。しかし最近、この条約にも若干の変化が認められるのである。すなわち、「条約規定の非条約化」(de-conventionalization of conventional rules)といわれる現象である。

い)では詳説する余裕はないが、別稿で論じたように、条約規定が今日では様々な形で慣習法的効力をもち、それによって条約当事国以外の第三国へもその効力を及ぼしていくことが少くない。それは一国間条約の累積による

場合もあれば、多数国間のいわゆる法典化条約の場合もある。いずれにせよ今日では条約と慣習法との相互作用・

相互浸透は著るしく、その結果、条約規則が間接的に第三国を益し、あるいは害する効果をもつこととなる。さらに今日では、条約が発効する以前に、未批准国や批准する意思のない国に対してもその規定が慣習法規則の証拠として国際裁判等で援用されたり⁽³³⁾、法典化のための外交会議における「一般的合意」(general assent) のようなものさえ慣習法を生起せしめると捉えられることがある。⁽³⁴⁾こうした状況の下では、条約締結のための要式行為として「明示の合意」の確立のために永年の慣行により厳しく定式化されてきた、署名・批准といった手続きが無意味になるばかりでなく、留保や廃棄といった主権的権利も意味をもたなくなる。こうして条約が、当事国・非当事国を問わず、あるいは発効済みか未発効かを問わず、その慣習法的効力によつていわば対世的に適用されていくことになれば、条約と慣習法の境界は極めて不明瞭なものとなってしまうのである。そしてそのことは、本来、明晰な法的内容と明確な法的効力を有するものとして確立された条約自体の規範性を曖昧なものにしてしまうのである。

条約と慣習法の相互作用は、両者をそれぞれ純化し強化する側面も無いとはいえない。しかし先に述べた慣習法の機能変化といい、また今概観した条約の非条約化傾向といい、伝統的な法源がそれぞれ干渉しあうことによつて、お互いの規範性をいわば相殺しあつてきたというのが、今日の国際法の直面している状況のように思われる。

一般法的性格を後退させて個別化の傾向をみせて いる慣習法と、国家間の確固たる合意としての地位の揺らぎ始めた条約法——伝統的な法源におけるこのような変容は、その結果として、国際法体系の各所に亀裂と間隙を生じさせており、国際法総体の脆弱化をもたらして きているように思われる。今日の国際法学にとって最大の課題は、この間隙をいかに埋めるかという点にある。最近台頭しつつある「ソフト・ロー」の概念は、これを克服しようと する一つの試みとも考えられるが、それは果してこの課題に応えうるものであろうか、次に項を改めて、「ソ

「ル・ロー」のことを難しく思つた。

現代国際法における法源論の動搖（村瀬信也）

- (1) Hugo Grotius, *De Jure Belli ac Pacis*, 1625, (The Classics of International Law, ed. by J.B. Scott), Book I, Chapter 1, XIV, p. 44. 田栗茂「論『国際法』」(東洋國法律全集 新版) 114-117頁。丸山「『無縫法律』と政治と國際法 (内政)」『根本觀念』『国際法外の諸問題』(前原光雄教授還暦記念) 110-111頁。
- (2) E. Vattel, *Le droit des gens ou principes de la loi naturelle, appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*, 1758. ハトショナル研究会訳『立命館法書』711叶 (丸山) 1111頁。
- (3) 藤田久一「現代国際法の法源」栗屋・田中編『現代法哲学と・制定法の基礎理論』(丸山) 118頁・110-111頁。
- (4) I.C.J., *Reports* (1950), pp. 276-277,
- (5) P.C.I.J., Series, B, No. 14 (1927), p. 105.
- (6) I.C.J., *Reports* (1960), p. 40.
- (7) Michael Akehurst, "Custom As a Source of International Law", *BYBIL*, 1974-1975, p. 15.
- (8) *Ibid.* pp. 16-17.
- (9) P.C.I.J., Series A, No. 10 (1927), pp. 96-97; Akehurst, *op. cit.*, pp. 31-32.
- (10) Prosper Weil, "Towards Relative Normativity in International Law?", *AJIL*, vol. 77, (1983), pp. 433-434.
- (11) I.C.J., *Reports*, (1969), p. 45. 田中英太郎著「内閣長官の「権力トトニカ事件」評決及高見」、従来の形態に繋がり取れた慣習法規則が、今や、社会構造の変化、あるいは交通通信手段の発達等による、極めて短期間に亘る形成がなされる。
- (12) Bin Cheng, "United Nations Resolutions on Outer Space : 'Instant' International Customary Law?", *The Indian Journal of International Law*, vol. 5, no. 1, pp. 45-46.
- (13) 藤田久一「前掲論文」118-119頁。
- (14) I.C.J., *Reports*, (1951), p. 191. ある学者の見解が他の裁判官よりも支持されたが、それが判決から間もなくなる。
- (15) 同教授はもとより、国家が行う主張・請求は往々にして他国の主張・請求と対立・矛盾するから、国際法の内容を確定する上では信頼や判断標準ではない。国家は様々な立場を有し、様々な声や話がある。一国の政府内における異なる見解の対立が反映されることは稀ではない。これが「内閣の「内閣」行為は一貫性を持てば一義的である」決定的な説得力をもつ。ルーヴィエ Anthony D'Amato, *The Concept of Custom in International Law* (1971), pp. 50-50. ある学者によると、内閣に対する反論として Akehurst, *op. cit.*, p. 3.

(26) van Hoof, *op. cit.*, p. 97.

(27) 多数国による慣習規則の「一般的」受諾を、全ての国による「普遍的」受諾の推定に値するのみの諸学説については、藤田久一「前掲論文」二八八—二九〇頁参照。田中耕太郎裁判官も、前記反対意見（注21参照）において、反対する幾つかの国があつたとしても、それらの少數国が拒否権をもつわけではなくから、慣習法の創設は妨げられない、と述べてゐた（I.C.J., *Reports*, 1969, p. 291）。

(28) I.C.J., *Reports*, 1951, pp. 116 f. なおこの慣習法の「個別化」と云ふのは、本文でもやれた通り、慣習法規則の「適用」の平面における一つの傾向を示すために用いた表現であつて、「庇護事件」や問題のないわゆる「地域的慣習」（regional custom）や、「マハム通交権事件」で争点となつた「二国間慣習規則」（bilateral custom）などとは直接関係ない。

(29) 村瀬信也「ウイーン条約法条約第三八条の意義」『國際法外交雑誌』第七八卷1・11号（一九七九年）五七—七八頁。

(30) 前掲論文六九頁。

(31) P. Weil, *op. cit.*, p. 439.

(32) 村瀬信也「条約規定の慣習法的効力——慣習国際法の証拠としての条約規定の援用について」『國際法学の再構築・上』（高野雄一先生還暦記念、一九七七年）三一四〇頁。

(33) たとえばウィーン条約法条約の規定を非当事国との関係にも適用した例として、カヒュ教授は次の判例を挙げてゐる。「南アガナリニアに引続き存在する」との法的效果」（I.C.J., *Reports*, 1971, p. 47）、「漁業管轄事件」（*Ibid.*, 1974, p. 14）、「ハーベ大陸棚事件」（*Ibid.*, 1978, p. 39）、「WHOJUHシハトメ間協定の解釈」（*Ibid.*, 1980, pp. 92, 95）、「マーグル海峡事件」（ILM, vol. 17, 1978, p. 645）、「マイシ支外債務事件」（ILM, vol. 19, 1980, p. 1370）などを P. Weil, *op. cit.*, p. 440, n. 106.

(34) *Ibid.*, p. 440.

III 「ソフト・ロー」概念とその問題点

——「法」と「非法」の相対化——

冒頭にも述べたように、一〇年前から一部の国際法学者の間に「ソフト・ロー」（soft-law, droit doux）の概念が提唱され、一定の広がりを見せはじめる。この概念はそもそもマクネア卿（Lord McNair）によって用いられたのが最初といわれるが、その後様々な学者により多様な意味をもつ言葉として使用され、そのことがまた、議論の

混乱を招いている。しかし、「ソフト・ロー」の概念が登場して来ざるをえなかつたそれなりの背景があつたことも事実である。いゝでは、まず、「ソフト・ロー」の概念がどのような意味を内包するものとして用いられているか、またそれは具体的にどのような対象をカヴァーするものとして想定されているかを明確にしておきたい。その上で、従来の法源論の地盤の中から、この概念が生起せざるを得なかつた事情を掘り起し、一方で「ソフト・ロー」として性格規定することの積極的側面に光をあてながらも、他方、この概念が孕んでいる危険性ないしは自家撞着という消極的側面をも認識しておきたいと思う。

1 「ソフト・ロー」概念の多義性

伝統的な国際法の法源については、先にみたように幾つかの問題があるとはいへ、条約と慣習国際法のそれぞれについて、それらが「実定国際法」として承認されるために、かなり厳格な要件が課されていた。すなわち、条約の場合には、署名・批准といった一定の要式行為の存在であり、また慣習国際法の場合には、慣行 (usus) と法的確信 (opinio juris) の二要件の存在であった。そして従来の国際法学はこの二法源を考察の対象として、その学問的「境界」を画定してきたのである。もともと、従来においても条約の形式をもたない「紳士協定」(gentleman's agreements, たとえば一九一七年の石井・ランシング協定) の法的性質が問題となつたり、慣習法として確立される以前の段階における「未成熟権原」(inchoate title) が争点となつたことはある。しかし、いづれした国際法としての地位・形式をもたない国際文書や、形成過程にある法を、一個のカテゴリーとして把握しようとする傾向は、極めて最近のことである。

一九七〇年代に「ソフト・ロー」の概念が登場するのは概ね次の二つの事態を直接的な契機としているとみてよいであろう。一つは一九七四年における第六回国連特別総会三一〇一号決議、「新国際経済秩序樹立宣言」および同年の第二十九回総会三二八一号決議、「国家の経済的権利義務憲章」等の採択であった。とりわけ「経済憲章」の

法的性格については、すでにその起草過程から争点となつており、それが条約と同等の拘束力はもたない」とは明らかであるとしても、多くの論者はそれが单なる「勧告」にとどまらず、何らかの法的効力を有しているものと認むべきだとする主張を展開したのである。⁽³⁷⁾ 同様の主張は、国連多国籍企業委員会(UNCTC)や国連貿易開発会議(UNCTAD)で作成された「行動綱領」(Code of conduct)についても行われてきている。周知のように、国連総会決議の効力については従前から様々に議論されただが、この一連のNIEO関連決議の拘束力については、「決定」と「勧告」の中間段階に、別言すれば、「法」と「非法」との灰色地帯に、これを位置づけようとする意図が極めて強く表出しているのである。すなわち、こうした中間段階ないし灰色地帯に存在する規範群を「ソフト・ロー」と想定することによって、これらの「宣言」・「憲章」・「行動綱領」などに、通常の決議とは異なる一定の法的効力を認めていいというのが、それを主張する論者の主たる関心事であつたといえよう。

「ソフト・ロー」提唱の契機となつたもう一つの事件は、一九七五年におけるヘルシンキ会議最終議定書(ヨーロッパにおける安全と協力に関する会議の最終議定書)⁽³⁸⁾ の採択であった。この議定書は、米・ソを含む三五カ国が、ヨーロッパの安全保障、現存の国境承認、経済的・社会的協力、人権保障等の広汎な事項について取極めた重要な文書であるが、それは「法的誓約」(legal commitment)を含まず署名国を拘束しない文書として性格規定⁽³⁹⁾されたのである。すなわち、右議定書の最終条項では、この文書が「国連憲章第101条の下における登録資格をもたない」(not eligible for ratification under Article 102) ものと規定され、各署名国においても、そのようなものとして理解されてゐるのだ。そのためヘルシンキ議定書は「非拘束的国際協定」(non-binding international agreement) と呼ばれている⁽⁴⁰⁾が、こうした協定の存在を国際法の枠組でどのように把握すべきかという点においても、先と同じような理由から「ソフト・ロー」の概念が積極的に評価されるようになつてきたのである。

右に掲げた二例で示されるように、「ソフト・ロー」と観念される規範は、(1)具体的な権利義務関係の画定に関

わるものではなく、むしろ、一般的・抽象的な原則・指針を内容とする、(2)法規範としては未成熟で規範内容の明確性に欠ける、(3)法的拘束力をもたないか稀薄であり、緩やかな行動規範にとどまって、その履行は当事者の善意に依拠する部分が多い、等がその特徴として指摘されるのである。

さて、それでは「ソフト・ロー」の対象として、具体的にどのような国際文書が想定されているのであらうか。厳格な国際法上の合意（ふねゆる「ハード・ロー」）に至らざる非拘束的合意の形態については、それを「ソフト・ロー」と呼ぶが古かは別として（後述のように）「ソフト・ロー」と称するとの危険性を指摘する学者も多い⁽⁴⁰⁾。最近、国際法学会（Institut de droit international）における検討を含めて、幾人かの学者がその類型化を試みていく。⁽⁴¹⁾それらを参考として、以下に分類しておくる。大体、次のように提示されるであらう。⁽⁴²⁾

I 成文の国際文書

- (1) 条約としての地位を持つが、その拘束力の稀薄な国際文書⁽⁴³⁾
 - (i) プログラム規定的条約・枠組条約（framework treaty）
 - (ii) 具体的な条約規定の実施や権利義務関係の画定を事後の条約・協定に委任していく条約⁽⁴⁴⁾（pacta de contrahendo, pacta de negotiando）
 - (iii) 条約義務の回避を容易にしているもの（easy release を認めていたる条約）⁽⁴⁵⁾
 - (iv) 義務の履行を当事者の善意ないし信義に委ねていてるもの⁽⁴⁶⁾
 - (v) 義務の履行につき当事者に大幅な裁量的留保を認めているもの⁽⁴⁷⁾
 - (vi) 当事者の努力目標を定めるにとどまるもの⁽⁴⁸⁾
 - (2) 条約としての地位を持たない国際文書⁽⁴⁹⁾
 - (i) 國際組織・国際會議の決議・宣言など。

行動綱領 (Code of conduct)、行動基準⁽⁵⁰⁾など。

紳士協定⁽⁵¹⁾

(iv) (iii) (ii)

非拘束的国際協定⁽⁵²⁾ (non-binding agreements)

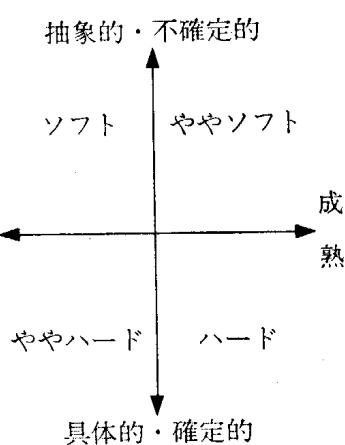
Ⅱ 慣習法に至らない不文規範（未成熟規範、事実たる慣習、「ゲームのルール」など）

以上のように、「ソフト・ロー」の対象に含まれうる規範群は極めて広汎・多様な分野に及んでいる。「ソフト・ロー」に関する議論が混乱している原因は、後でも触れるように、それぞれの論者が、そうした広範囲の事項のうちの、どの部分を問題としているかについて、必ずしも一致が無いことである。こうした広汎・多様な内容を「ソフト・ロー」という一つのカテゴリーで捉えようとする」と自体に大きな問題があると言わざるを得ないのである。

2 「ソフト・ロー」概念の積極的側面

「ソフト・ロー」の概念については、それが右に述べたように、極めて広い範囲の規範を対象としているということだけではなく、その基準についても、実は論者によって微妙な差があるようと思われる。例えば学者によつてはこれを「規範の発展における過渡的段階」⁽⁵³⁾にあるもの、と捉えるのに対し、バクスター教授などは、その規範が「実施可能 (enforceable) か否か」⁽⁵⁴⁾という基準によって考察する。ザイドウル・ホーベンベルデルン氏も同様に、その誓約ないし義務が「拘束的か否か」⁽⁵⁵⁾によって「ソフト・ロー」の本質的特徴を把握していくとする。ヴィエイユ (P. Weil) 教授は、「ソフト・ロー」を語る場合、規範内容の未熟性と問題となつてゐる国際文書の地位の如何を区別すべきだと述べて、「ソフト・ロー」概念の混乱を間接的に指摘している。⁽⁵⁶⁾

このようにみると、「ソフト・ロー」について語る人々の間には大別して二つの軸があるようと思われる。一つは、規範の形成・発展という動態的視点における「過渡的性格」ないし「未成熟性」を基準とする軸であり、



他の一つは規範内容からみた「一般性・抽象性・不確定性」といった軸である。国際文書が「拘束的な」性格をもつか否かといった問題も、右の二つの基準の複合的な判断によって決まることのように思われる。いずれにせよ、現実の規範的世界は決して一元的ではなく、その規範性の内実には様々な段階があることを、この図は示しているであろう。

言うまでもなく、「ソフト・ロー」の提唱は、国際法関係における「法」と

「非法」(law and non-law)を一元的に截然と分断するのではなく、この両者を一連の系列の中で捉え、その中間段階ないし灰色地帯(グレイ・ゾーン)を積極的に把握していくとする意図に基いている。故バクスター教授がその遺稿で強調したように、「ソフト・ロー」ないし「弱い規範」としてこの中間段階に属する規範群を位置づけることは、それが現実の国際関係において果す機能を正しく認識するという点で、ある程度必要なことのようと思われる。同教授等が「ソフト・ロー」概念の積極的側面として示唆しているのは、次の諸点である。

すなわち、第一に、かりに規範性の弱い国際文書であっても、それが存在することによって、それ以降の当事者間ににおける議論の交渉・合意形成のコースは、それが無い場合とはかなり違つたものになる。第二に、ひとたびある問題がそのような規範の主題としてとりあげられたならば、その問題についてはそれ以後、国家の国内管轄事項であるという主張を行うことができなくなる。また、第三にその規範は当事者間の交渉に関連する新しい基準を設定するとともに、一定の論点についてはすでに当該規範によって解決済みだとして排除されるなど、議論の土俵を整理する。さらに第四に、そうした「ソフト・ロー」規範は、法的見解の支配的傾向や指針を提示することによって紛争解決のための法的枠組を設定するのである。⁽⁵⁷⁾これらに加えて、第五に、その「ソフト・ロー」を生み出した国際組織自身にとつては殆ど法的拘束力と同様の効力をもち、その機関を拘束する。(例えば、一九四八年の「世界

「人権宣言」は、採択時、加盟国にとっては「ソフト・ロー」であったとしても、国連の機関においては男女平等賃金の原則に反する行為が認められなくなつたよう、ハーハード・ローと同じような効力をもつことになるのである。⁽⁵⁸⁾さらに第六に、「ソフト・ロー」は、一定の国家においては、その国内法の定立ないし国内裁判の判断基準としての援用を促し、ある種の国内的効力をもつこともある。⁽⁵⁹⁾最後に第七として、「ソフト・ロー」規範の多くは、定期的な「再検討」ないし「履行確保」の制度を内包しており、それによって「ハーハード・ロー」への進化が促進される。⁽⁶⁰⁾「ソフト・ロー」のこのような機能に着目するとき、たしかにわれわれは、国際法規範の法的世界を単に拘束力の有無によって白と黒に塗り分けるのではなく、その中間に介在する濃淡、限りない変化(Her infinite variety)を、あるがままに捉えていかなければならないであろう。

「ソフト・ロー」の概念がとりわけ強く要請されるのは、国際法の分野の中でも、国際社会の実態的基盤の根底的な変化に伴い、旧い規則を廢して新たなるルールの定立が求められているような、いわば変革過程にある法領域である。国際経済法は、まさにその典型的な例であろう。⁽⁶¹⁾この分野における伝統的な国際法規則が先進諸国の優位を保障し、途上国との不均等性を一層助長しているとの認識から、第三世界の国々は、そうした国際体系を根底から改変すべく新国際経済秩序の樹立を求めてきたのであった。しかし、もとよりそうした新たな規範が「ハーハード・ロー」として一朝一夕に定立される筈ではなく、実際には規範性の弱い宣言や決議として国連総会等の場で積み重ねられてきたことは周知の通りである。こうしたことから、多くの学者が総会決議の効力について考察し、何らかの形で一定の決議に法的拘束力を認めるべきだとする弁証を行ってきたのである。⁽⁶²⁾それらの決議に表明された新たな規則が、採択の時点では未成熟な規範であつても、将来における国際法形成の前段階として位置づけられるならば、それを「ソフト・ロー」としてカテゴライズする」との意味は、そのかぎりで、認めることができよう。

3 「ソフト・ロー」概念の問題点

右にみたように、「ソフト・ロー」の概念が提唱されるに至った背景には、それなりの必然性があつたようと思われる。にもかかわらず、これには様々な問題点が指摘されるのである。まず第一に、前述のような、この概念の多義性、対象の広汎さ、が挙げられなければならない。形式的に扱えるにせよ、内容的に扱えるにせよ、あるいは機能的な観点から画定するにせよ、「ソフト・ロー」として觀念される規範群は余りにも広汎であり、論者の間に、どの部分を問題としているかにつき、必ずしも共通の了解が無く、仮に全ての領域を、そしてその多様な現実を、「ソフト・ロー」とい言葉で包含するとすれば、それは分析概念としての用を担えないであろう。⁽⁶³⁾

第二に、これと関連して、「ソフト・ロー」概念の基準の曖昧さが指摘されよう。これも先に触れたように、「ソフト・ロー」の本質を、(1)「規範の未成熟性」として法形成の動態的過程において捉えるか、(2)「国際法上の合意に至らない国際文書」として、文書の形式ないし地位に着目するか、(3)具体的権利義務関係の画定基準としての法に対比して、「規範内容の一般性・抽象性」といた、規定の内容を重視するか、あるいは、(4)「法的拘束力 (binding character)・執行力 (enforceability) の欠如ないし不完全性」といた基準からこれを捉えるか、等によつて、「ソフト・ロー」の概念規定には微妙な差異が生れるのである。(1)の法形成過程における過渡的性質として「ソフト・ロー」を位置づけようとするには、いわば法社会学的視点で把握しようとするものであり、これは例え⁽⁶⁴⁾ば(4)におけるような実定法の効力に関する解釈論上の問題とは、明らかに区別されなければならないのである。

第三に、「ソフト・ロー」の主張には、細かくみていくと、幾つかの自家撞着が含まれているように思われるのである。たゞえば、(1) pacta de negotiando は「ソフト・ロー」の規範の枠組の中で具体的内容を「交渉」により画定するという趣旨であるが、枠組の存在自体がフリー・ハンドの「交渉」という概念と矛盾するばかりか、具体的状況においては、「ソフト・ロー」が設定されたといふことは必ずにして一方当事者にその規範内容の履行に対する期待権を与えるので、他方当事者が、これに反するような行動をとつた場合には、かえつて関係国間に緊張を

生む」とある。との指摘もある。(2)ある事項に関する「ソート・ルール」の設定は、その内容を支持する国家に対してもその行動を正当化する事実上の効果 (justifying effect) を与えるが、逆にその規範内容を受け入れない国家の態度を硬直化させ、法の発展にとって行き詰まり状況を惹起せらるような効果 (standstill effect) の原因ともなる。⁽⁶⁵⁾ もの、(3)より一般的な「ソート・ロー」概念の自己矛盾として、ある規範を「ソート・ロー」であると主張する」とは、それが未だ「ベーム・ロー」ではないといふことを自認する」とあるから、仮にその規範が、たとえば慣習法上の規範として確立されたといふ段階になつても、かつての「素生」が問われて、その法的効力が充分に認められない、といった状況を考慮されないわけではない。総じて、「ソート・ロー」の主張は、自己破壊的 (self-defeating)⁽⁶⁶⁾ となる危険性を孕んでゐる」と、注意すべきである。

第四に、右の点も関連するが、「法」と「非法」の間の灰色地帯を積極的に位置づけようとする「ソート・ロー」の考え方だ、国際法総体における灰色地帯が無制限に広がつてしまつての危険性 (the danger of a continuous expansion of the grey area) を常に内包している。そして、この点いや、また、プロスペル・ワイル (Prosper Weil) 教授が、「現代国際法の病理現象 (pathology)」として指摘している危険性にほかならない。同教授の論述⁽⁶⁷⁾だ、ソート・ローの考え方、「規範」と「非規範」の区別を曖昧にして、両者を相対化する結果、国際法の規範体系総体を脆弱化せてしまう、といった点にある。⁽⁶⁸⁾ この點では、「ソート・ロー」概念に対する根底的批判であるが、現代国際法における法源論は、右の批判に応えるものでなければならぬに思われる。最後に、項を改めて、この点に触れておきたい。

(35) van Hoof, *op. cit.*, p. 187.

(36) 未成穀原 (inchoate title) として、一九二八年のマックス・フーベー (Max Huber) 裁判官によるペルヤバ島 (Island of Palmas) 事件に関する常設仲裁裁判所の判決参照。Report of International Arbitral Awards, vol. II, pp. 829 f.

(37) 経済憲章の法的地位については、その起草目的が、「国家間の経済関係において生起するかのうの、眞の法的性格をもつ権利義務の定式

- (1) 「シード提訴の件」(起訴されたいたい) N.Y.A.D 作業組合議長カラタネーダ (Jorge Castaneda) 大使の発言、UN Doc. TD/B/A.C. 12/1, 6 March 1973) が、国連総会決議の廿二番目の「憲章」の二二六条第一項がいつの間にか書かれており、内容は、各会員は、従前の経済法議等に繰り返す問題や新たに生じた経済的決議を再検討する権原を行使したる所、アドミンストラティブ委員会にて主張せられた。 (S.R. Chowdhury, "Legal Status of the Charter of Economic Rights and Duties of States" *Legal Aspects of the New International Economic Order* (K. Hossain, ed., 1980, p. 84.) によると、起訴問題や、その文書が「国際法の基盤となる漸進的発達の第一の措置」として作成された、との文書が削除せられた。この採択には主要先進国が反対なしで賛成したが、これに經濟憲章と法的性質を認めないと主な困難である。そこからもれば「出題としてある原稿」 (an emergent principle) の裏面で、出題の意図が示されているのである。 (I. Brownlie, "Legal Status of Natural Resources in International Law : Some Aspects" *Recueil des Cours* 1979-1, p. 295) | 六七七年の二二六条は「出題としてある原稿」 (an emergent principle) の裏面で、出題の意図が示されているのである。 (S. Murase, "International Law-making for the New International Economic Order" *The Japanese Annual of International Law*, No. 25 (1982), pp. 51-56)°
- (2) *I.L.M.* vol. 14 (1975) pp. 1293 f.
- (3) Harold Russell, "The Helsinki Declaration : Brobdingnag or Illiput", *70 AJIL* (1976) pp. 247-248.
- (4) Oscar Schachter, "The Twilight Existence of Nonbinding International Agreements", *71 AJIL* (1977), pp. 296-304 ; Michael Bothe, "Legal and Non-Legal Norms", *The Netherlands Year Book of International Law*, vol. 9 (1980), pp. 65-95.
- (5) ヴィラリ (M. Virally) 極端の最終聲明では、次のようになります。ただし、
- (ii) 「確実的」な法律規則 (Les engagements juridique « limités »)
- (a) 「確実の」規則 (Les engagements « de bonne volonté »)
- (i) 適切な形で検証し行動する規則 (Les engagements d'examiner et d'agir de façon appropriée)
- (ii) 協議の約束 (Les engagements de consulter)
- (iii) 交渉の約束 (Les engagements de négocier)
- (iv) 協力の約束 (Les engagements de coopérer)
- (b) 裁量的留保の約束 (Les engagements sous réserve discrétionnaire)
- (6) 純粹に政治的な約束 (Les engagements purement politiques)
- (7) 「非公式」の法律規則 (Les accords juridiques « informels »)
- (8) 明示的約束を構成しない諾要項 (Les stipulations ne comportant pas d'engagements explicites) (Michel Virally, "La dis-

tinction entre textes internationaux ayant une portée juridique dans les relations mutuelles entre leurs auteurs et textes qui en sont dépourvus : Rapport définitif "Annuaire de l'Institut de droit international", 1983, pp. 328-357)

- (42) イリヤンは類型化したのは、「ソフト・ロー」なら非拘束的規範として幾つかの特徴が挙げられるが、成文の国際文書であるか否か、そして国際文書の場合には、条約としての地位をもつか、何か、もとより形式的基準で分け、その上で具体的に拘束性・規範性を基準とした機能的視点から細分していく。学者の多くは、前記の国際法学会の最終報告書の場合をも含めて、「政治的条約」(典型例として、一九四五年のヤルタ協定などが挙げられる)を挙げているが、何が「政治的」かは決して自明ないわけではなく、本稿では述べた内容の基準による類型化は排除した。同様の理由から、「経済的ソフト・ロー」もまた概念も採用しない(Cf. I. Seidl-Hohenveldern, "International Economic 'Soft-Law'" *Recueil des Cours* 1979-II, pp. 168 f.)。なお、以下の分類項目は相互に排他的なものではなく、実際には重複している。また、この国際文書の中にも、性質の異なる種々の規定が混在していることは言うまでもない。
- (43) たゞやが、一九三三年に米州諸国との間で結ばれた「国の権利および義務に関する条約」(即ち、その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約) (傍点筆者) なる概ねの類型に属する例といえよう。
- (44) 「国連軍」の設置に関する国連憲章第四三一条、「国際刑事裁判所」に関するシカゴサイレント条約第六条、EEC設立に関するローマ条約第八五、八六、一三五条、LAFTA設立に関するモンテヴィデオ条約第四条など。
- (45) 容易な脱退権を認めた一九六三年の部分的核実験停止条約第四条、一九六八年の核拡散防止条約第一〇条、一九七一年の海底非軍事化条約第八条、一九七二年の生物毒素兵器廃棄条約第一三条など。なお、「事情変更原則」(rebus sic stantibus) を含む例もある。Cf. R.R. Baxter, "International Law in 'Her Infinite Variety'", *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 29 (1980) pp. 550-552, M. Virally, *op. cit.*, pp. 227-233, 336-339.
- (46) 前田(注40) 国際法学会最終報告書(一)の諸類型参照。なお、キャラリの中間報告(Rapport provisoire) 参照。M. Virally, *op. cit.*, pp. 219-224. 横議・交渉義務(トーレス) 日本書11「国際紛争における協議制度の変質」『紛争の平和的解決と国際法』(柳川先生遺稿叢書) 11回(1-17)11頁参照。
- (47) M. Virally, *op. cit.* pp. 222-224, 334.
- (48) 例えはGATTの諸規定、IMF協定第四条第一項など。Joseph Gold, "Strengthening the Soft International Law of Exchange Arrangements", 77 AJIL (1983), pp. 443 f.
- (49) 一定の国連総会決議のほか、一九七一年のストックホルム人間・環境宣言、一九六七年ASEAN設立に関するベハマ宣言など。なお、ASEANの場合には、加盟国相互間の緩やかな連携により漸進的な経済統合をはかるところ基本方針を反映して、EECやLAFTA

- の場合と異なり、重要な文書は殆ど全て共同宣言ないし共同声明の形式や発出されたものが注目されよう。詳しく述べては、村瀬信也「ASEAN統合の国際組織法的侧面」『アジア経済』（一九八五年一〇月刊行予定）参照。
- (50) UNCTADの「多国籍企業に関する行動綱領」案（一九七六年OECDによる「多国籍企業のカイダーリン」）一九七一年のUNCTADによる「一般特恵スキーム」（村瀬信也「特恵制度の展開と多辯的最惠國原則」『立教法学』第一五号（一九七六年）参照）など。
- (51) たゞべきは、国際法委員会の構成における地理的配分・ローテーション等に関する紳士協定。野村一也「国際法委員会及び国際司法裁判所の一九八一年選挙結果について——国際法委員会の議席拡大を中心にして」『国際法外交雑誌』第八〇巻六号（一九八一年）八一一八九頁参照。
- (52) 前出、トルシニ最終議定書のほか、一九七八年の中東和平の枠組を取極めた、いわゆる「キャハド・ドーカイチ」協定など。
- (53) R. Dupuy, "Declaratory Law and Programmatic Law: From Revolutionary Custom to 'Soft-law'" in R. Akkerman, et al. (eds.) *Liber Röling, Declarations on Principles; A Quest for Universal Peace* (1977) p. 252, quoted in van Hoof, *op. cit.* p. 187, n 804.
- (54) Baxter, *op. cit.* p. 549.
- (55) Seidl-Hohenverdern, *op. cit.* p. 182.
- (56) Prosper Weil, "Towards Relative Normativity in International Law?" 77 AJIL (1983) pp. 414-415, n. 7.
- (57) Baxter, *op. cit.* p. 565.
- (58) Seidl-Hohenverdern, *op. cir.* p. 195.
- (59) *Ibid.*, pp. 198-205.
- (60) *Ibid.* pp. 173 f.
- (61) 国連総会は、いかにもやむなく、立法権能が付与せられたものの決議は「勧告」以上の効力をもたらす（一九六六年の「南西アフリカ事件（第二段階）」に対する国際司法裁判所判決参照。I.C.J., *Reports*, 1966, pp. 90-51）。それに加えて、一定の総会決議に法的拘束力を認める（やだといふ主張が一部の論者の間で行われてきただが、その論拠も多様であった。第一に、国内憲法秩序のアドバーリング、議会制民主主義の原則に基く多数決原理の承認によるもの、総会決議は反対者を拘束する立場がある（T.O. Elias, "Modern Sources of International Law" in Friedman et al., ed., *Transnational Law in a Changing Society: Essays in Honor of Philip C. Jessup*, 1972, p. 51.）が、いわした主張が立法論として成立立たないことは、多言を要しない。第二に、画面上の総会決議を「最速行政協定」（instant executive agreements）と規定し、拘束的な条約に同化させて捉えようとする立場（O.Y. Asamoah, *The Legal Significance of the Declaration of the General Assembly of the U.N.* 1966, p. 70）が、「国連憲章の真正の解釈」として、憲章の法的拘束力に回りかかっているとする見解（O. Schachter, "Interpretation of the Charter in the Political Organs of the

United Nations" in Matal ed., *Law, State and the International Order, Essays in Honor of Hans Kelsen*, 1964, pp. 271-273) などがあつた。これが実証性に富むべきものである。兼川は、総会決議の長年にわたる累積が、慣習法を形成するための素材たる、その可能性たるかに限定されるべきである(Cf. Bleicher, "Legal Significance of Re-citation of General Assembly Resolutions", *AJIL* vol. 63. (1969). pp. 477-478; see also Jorge Castaneda, *Legal Effects of the United Nations Resolutions*, 1969)。つまり、ある種の総会決議に慣習法的効力を限定的に認めるとして、三つの区別が「規範創設室」に「宣明的」な性格をもつた、「決議採択の形態が、口頭やノキスなし、全員一致もしくはそれに近い表決によるものか、採択時の投票説明・立場表明(explanation of vote, and of positions) の内容如何、それと(3)採択後の決議内容に関する各国の態度・実行等、を慎重に吟味する必要があつた。

他のおまでもなく、条約や法律を作成する過程では、関係省庁間やの慎重な検討・調整が行われ、法制局の審査を通じて国会上程されたのが、衆・参両院であるゆる角度からの詳細な審議に付われる。それが我が国において拘束的なるまでに費されたエネルギーは相当なものであり、やれゆえに民主主義の要請にも叶へぬといわれるのである。これに対して、国連総会決議の作成のために注がれる努力は、一国レベルにおいては、条約・法律の作成に比すべくもな。総会の委員会のうちでも法律問題については権威がある審議第六委員会でも、「細い外交官たちの遊び場(a playground for junior diplomats)になってしまった」(最第六秘書長を観てゐたある国連職員の感想)と嘆かれてやがる(つまり、これまでした日本代表にはあつてはまぬが)。昨今、ついで採択される決議に条約や法律と同等の拘束力を認めねばならぬ民主制の教諭といふ原理的な立場から、極めて慎重にならざるをえない。

(2) ベンガラトニアのホセイン(Kamal Hossain)博士は、前記I-LAペリ総会における、「ハトム・ロー」について類型化される総会決議の機能は、一度、オクハダの海浜に築かれた堤防(dike)のやうなもので、その堤防の存在によつて当初は海であったところに土砂が堆積して、陸地になつた、という比喩で説明した。たしかに、たゞれば「国有化の問題」ひとつをひき上げても、一九五〇年代以前には国有化措置自体の合法性が問題となつていていたのに対し、一九六〇年代以降は補償の問題に移行し、その本身就是の法統的な「正当な」補償かの「適当な」補償(一九六一年、「天然資源に対する恒久的主権」宣言第四項)からやがて「可能な」補償(一九七三年、同宣言第111項)から、いわゆる「合理的」補償(一九七四年経済憲章第一条第一項)へと変化したものた過程をみれば、おれに和のハトム・ローなる「堤防効果」論が一定の説得力をもつてゐる、とが認められた。なお、高島忠義「開発の国際法と<Soft Law>」『慶應義塾大学大学院論文集』(一九八〇年)四二一六〇頁参照。

(3) Virally, *op. cit.*, p. 247.

(4) *Ibid.*, p. 243. だが、完全な法に成熟しない規範を「ハトム・ロー」の當たり概念、その全く法規範は、おいでば「ハトム・ロー」であつたことになる。ハトム・ロー」概念をもつての法の歴史的提唱(retrospective concept ハート)のであれば、それは法の形

成過程を示す一つの指標として有益やあらへ。

- (65) Seidl-Hohenverdern, *op. cit.*, p. 195.
- (66) *Ibid.*, pp. 195-196.
- (67) 前記—LAペリ総領事館におけるトロウハマー (I. Brownlie) 教授の発言。
- (68) van Hoof, *op. cit.*, p. 190.
- (69) Weil, *op. cit.*, pp. 413 f.

四 結びに代えて——法源論の動態

——國際立法論への展望——

本稿ではまず伝統的な国際法の法源について、とくに慣習国際法に焦点をあて、その機能変化の過程を考察した。そこでは、伝統的に定式化されてきた慣習法の構成要素、すなわち慣行と法的確信が、現代の国際関係においては往々いざれか一方の要素に傾斜して捉えられ、その結果、慣習法の規範性を内側から支えてきた微妙な均衡が失われてくるとともに、かつての「一般法」としての機能も変容して「個別化」の方向を顕著にしている今日の様が明らかにされた。このような慣習法の機能変化に並行して、条約法自身もまた慣習法との相互作用において本来の明確な合意形式としての性格を変容させ、その規範性の稀薄化を招来している。こうして慣習法と条約法は、今日、相互に近似ないし相対化し、結果的には、国際法の体系に亀裂と間隙を生じさせてきているのである。

ここにおいて伝統的な国際法の法源論は、一つの桎梏に突き当つていていることが認識されよう。従来は、条約と慣習法の二法源がそれぞれ相互に独立的に、かつ完結的に存在してきた。それぞれの法源がその枠で自己展開していくかぎり、従来の形式的・静態的な法源論は充分にその分析的意義をもちえたであろう。しかし今日のように、法源間の相対化が進行し、相互に浸透し影響しあうような関係において展開しているとき、法源論が本来的に内在し

ていた立法および立法過程に関する動態的側面が顕在化してこざるを得ないのである。換言すれば、右にみたような今日の国際法の法的現状において、法源論には、すぐれて国際法形成論・立法過程論として展開されなければならぬ必然性があるようと考えられるのである。筆者には、学問としての法源論自体が、そうした弁証法的な発展法則に規定されているように思われるるのである。⁽⁷⁰⁾

右の法源間の相対化傾向とともに、最近の国際法学界の一部で展開されてきた「ソフト・ロー」の考え方は、さらに「法」と「非法」との関係をも相対化させて捉えようとするものであった。たしかに、「ソフト・ロー」の概念が出て来ざるを得なかつた背景こそ、現代国際法における法源論の動搖を何よりも雄弁に物語るものであった。すなわち、「ソフト・ロー」は一面において、一般的・抽象的規範の設定により既存の法源に生起してきた様々な間隙や真空地帯を埋める役割を期待されたのである。しかし「ソフト・ロー」概念の多義性やそれに基く議論の混迷、そして様々な自己矛盾や問題点は先に指摘した通りであった。こうした「ソフト・ロー」についても、それが「法」と「非法」の境界を曖昧にし、国際法の「ハード」な部分についてもその規範性を稀薄にしてしまうおそれのあることを危惧しなければならなかつたのである。

われわれは、「ソフト・ロー」と呼ばれる（そう呼ぶことが適當か否かは別として）未成熟で不完全な規範群が存在することについては、これを真正面から受けとめなければならない。とくに、こうした概念が登場しなければならなかつた現代の国際法状況を充分認識しなければならない。しかし、ここにおいて重要なことは、「法」と「非法」の間のグレイ・エリアを狭めて (narrow down) いく不斷の意識的な嘗みが積み重ねられていくことにほがらない。それを可能にするのは体系化された国際立法活動である。既存の国際法秩序に生じた真空状態は、自然発生的な未成熟規範によつては、とうてい克服されるものではない。否、むしろ、「ソフト・ロー」にみられる相対的発想こそ、国際法総体の脆弱化につながるとみるべきである。そこでは明らかに、意識的かつ組織化された体

系的な法定立メカニズムの設定が、理論的にも実際上も強く要請されているのである。

すでに一九六六年の「南西アフリカ事件」判決反対意見において、田中耕太郎裁判官は、国際法の法源についてかなり詳しく検討したのち、現代における国際社会の組織化が慣習法形成の形態を、従来の個別的性格のものから、国連決議の累積などによる集合的方式に変容させており、「それは社会学的観点から考慮すれば、伝統的慣習法形成 (traditional custom-making) から条約による国際立法 (international legislation by treaty) の過渡的形態として性格規定されよう⁽⁷¹⁾」と述べていた。われわれとしては、いやした鋭い田中判事の洞察を基礎に据えて、これを一層、理論的に発展させていかなければならないであろう。

以上のように、今日、国際立法論への要請は、法源論の展開そのものの中に見出されるのである。しかも、別稿で論じたように⁽⁷²⁾、国際立法に関する理論的考察は一八世紀末のグンタム以来の長い史的系譜をもち、加えて、現代における広汎な国際立法活動の多元的展開により、それはすでに独立した学問的考察に足るだけの現実的内容をもつに至っているのである。そのことを考えあわせれば、国際立法論の存立基盤は、既存国際法の展開過程それ自体の中に、はつきりと認識されるであろう。

(70) もとより筆者は、国際立法ないし立法により定立された規範を、現在の段階において、形式的な意味での国際法の法源の一つとして承認すべきだという見解を提示しようというのではない。法の存在形式としての国際法の法源は、今後もかなりの期間にわたって、条約と慣習法という二元的構成をとるものと考えられる。筆者における国際立法とは、あくまでも法源論の動態的側面について言及する概念である。

(71) ICIJ, *Reports*, 1966, pp. 287-294. いの田中判事の反対意見における国際立法への言及については、小和田恒氏より貴重な示唆を受けた。

(72) 村瀬信也「国際立法学の存在証明」（前掲論文）参照。